

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">インターネットによる事前教示に関する照会書（C-1000-13）</p> <p>インターネットによる関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、<u>電磁的記録として</u>、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席関税鑑査官等に電子メールにより送信する。</p> <p>（省略）</p> <p>照会文中の「<u>関税率表適用上の所属区分及び統計品目番号</u>」、「<u>関税率（EPA 税率以外）</u>」、「<u>EPA 税率</u>」、「<u>内国消費税等の適用区分及び税率</u>」及び「<u>他法令</u>」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の□内に×印を記入することにより照会事項を表示する。<u>なお、ここでいう EPA 税率とは、経済連携協定に基づく税率を指す。</u></p> <p>（省略）</p> <p>「<u>参考資料</u>」欄中の「<u>写真、図面、カタログ、説明書、分析成績、その他</u>」については、それらのうち、<u>照会者が提出する参考資料に該当する項目の□内に×印を記入する。</u>また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「（ ）」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。</p> <p>（省略）</p> <p>「<u>照会貨物の説明（製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等）</u>」欄には、当該照会に係る貨物の製法、<u>成分割合（不明の場合は投入原料割合）</u>、性状、構造、機能、用途、包装等で、照会事項である当該貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要なものを具体的に記載する。</p> <p>（省略）</p> <p style="text-align: center;">インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用） （C-1000-16）</p>	<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">インターネットによる事前教示に関する照会書（C-1000-13）</p> <p>インターネットによる関税率表適用上の所属区分等に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、<u>画像情報とした上で</u>、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席関税鑑査官等に電子メールにより送信する。</p> <p>（同左）</p> <p>照会文中の「<u>関税率表適用上の所属区分</u>」、「<u>関税率</u>」、「<u>統計品目番号</u>」、「<u>内国消費税等の適用区分及び税率</u>」及び「<u>他法令</u>」については、それらのうち、照会者が照会しようとする事項の□内に×印を記入することにより照会事項を表示する。</p> <p>（同左）</p> <p>「<u>参考資料</u>」欄中の「<u>写真、図面、カタログ、説明書、分析成績、その他</u>」については、それらのうち、<u>照会者が提出する参考資料に該当する項目を○で囲む。</u>また、当該参考資料が「その他」に該当する場合には、「（ ）」内に当該参考資料の種類、名称等を記載する。</p> <p>（同左）</p> <p>「<u>照会貨物の説明（製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等）</u>」欄には、当該照会に係る貨物の製法、<u>成分割合</u>、性状、構造、機能、用途、包装等で、照会事項である当該貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要なものを具体的に記載する。</p> <p>（同左）</p> <p style="text-align: center;">インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用） （C-1000-16）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>インターネットによる原産地に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、<u>電磁的記録として</u>、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席原産地調査官等に電子メールにより送信する。</p> <p>（省略）</p> <p>インターネットによる事前教示に関する照会書（関税評価照会用） （C-1000-19）</p> <p>1 インターネットによる関税評価に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙（別紙1及び別紙2を含む。）に必要事項を記載したものを、<u>電磁的記録として</u>、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定税関の首席関税評価官等に電子メールにより送信する。</p> <p>（省略）</p> <p>インターネットによる事前教示に関する照会書（減免税照会用） （C-1000-25）</p> <p>インターネットによる減免税の適用の可否に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、<u>電磁的記録として</u>、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定官署が所属する税関の本関の減免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当）等に電子メールにより送信する。</p> <p>（省略）</p> <p>輸出（積戻し）差止申立書（C-5640）</p>	<p>インターネットによる原産地に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、<u>画像情報とした上で</u>、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席原産地調査官等に電子メールにより送信する。</p> <p>（同左）</p> <p>インターネットによる事前教示に関する照会書（関税評価照会用） （C-1000-19）</p> <p>1 インターネットによる関税評価に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙（別紙1及び別紙2を含む。）に必要事項を記載したものを、<u>画像情報とした上で</u>、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定税関の首席関税評価官等に電子メールにより送信する。</p> <p>（同左）</p> <p>インターネットによる事前教示に関する照会書（減免税照会用） （C-1000-25）</p> <p>インターネットによる減免税の適用の可否に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載したものを、<u>画像情報とした上で</u>、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定官署が所属する税関の本関の減免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当）等に電子メールにより送信する。</p> <p>（同左）</p> <p>輸出（積戻し）差止申立書（C-5640）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

>

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>「通常実施権者、通常使用权者又は通常利用権者」欄には、輸出差止め対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸出差止申立ての時点において把握している場合に記載する。</p> <p><u>「品名」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</u></p> <p><u>「品名の特定事項」欄には、「品名」欄に記載した品名に関して、品番、製品名等の特定事項がある場合に、その内容を記載する。</u></p>	<p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>(省略)</p> <p>輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C-5642）</p>	<p>(同左)</p> <p>輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C-5642）</p>
<p>(省略)</p> <p>「品名」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</p> <p><u>「品名の特定事項」欄には、「品名」欄に記載した品名に関して、品番、製品名等の特定事項がある場合に、その内容を記載する。</u></p>	<p>(同左)</p> <p>「<u>輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等</u>」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>(省略)</p> <p>「<u>侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項</u>」欄には、輸出差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p>(省略)</p> <p>輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）（C-5643）</p>	<p>(同左)</p> <p>「<u>侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項</u>」欄には、輸出差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p>(同左)</p> <p>輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）（C-5643）</p>
<p>(省略)</p> <p>「品名」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</p> <p><u>「品名の特定事項」欄には、「品名」欄に記載した品名に関して、品番、製品名等の特定事項がある場合に、その内容を記載する。</u></p>	<p>(同左)</p> <p>「<u>輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等</u>」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>(省略)</p> <p>「<u>侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関して特定又は想定される事</u></p>	<p>(同左)</p> <p>「<u>侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関して特定又は想定される事</u></p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

u003c/div>

改正後	改正前
<p>項」欄には、輸出差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。 （省略）</p> <p style="text-align: center;">輸入差止申立書（C-5840）</p> <p>（省略）</p> <p>「通常実施権者、通常使用权者又は通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。また、法人番号については、輸入差止申立ての時点において把握している場合に記載する。</p> <p><u>「品名」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</u></p> <p><u>「品名の特定事項」欄には、「品名」欄に記載した品名に関して、品番、製品名等の特定事項がある場合に、その内容を記載する。</u></p> <p>（省略）</p> <p style="text-align: center;">輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C-5842）</p> <p>（省略）</p> <p>「品名」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</p> <p><u>「品名の特定事項」欄には、「品名」欄に記載した品名に関して、品番、製品名等の特定事項がある場合に、その内容を記載する。</u></p> <p>（省略）</p> <p>「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄には、輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。 （省略）</p> <p style="text-align: center;">輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）（C-5843）</p>	<p>項」欄には、輸出差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。 （同左）</p> <p style="text-align: center;">輸入差止申立書（C-5840）</p> <p>（同左） （同左）</p> <p><u>（新規）</u> <u>（新規）</u></p> <p>（同左）</p> <p style="text-align: center;">輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C-5842）</p> <p>（同左）</p> <p><u>「輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p>（同左）</p> <p>「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄には、輸入差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。 （同左）</p> <p style="text-align: center;">輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）（C-5843）</p>

4

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(省略) 「品名」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</p> <p><u>「品名の特定事項」欄には、「品名」欄に記載した品名に関して、品番、製品名等の特定事項がある場合に、その内容を記載する。</u></p> <p>(省略) 「侵害すると認める物品の輸入に関して特定又は想定される事項」欄には、輸入差止申立ての<u>時点</u>においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">通関業法関係 宣誓書（B-1080）</p> <p>宣誓書中、⎓第 6 条第 号から第 9 号まで及び第 11 号 第 31 条第 2 項各号⎓ の箇所は、宣誓 内容に応じ、空白箇所に号番号を記載するとともに、不要の文字を抹消する。</p>	<p>(同左) 「<u>輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等</u>」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(同左) 「侵害すると認める物品の輸入に関して特定又は想定される事項」欄には、輸入差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: center;">通関業法関係 宣誓書（B-1080）</p> <p>宣誓書中、⎓第 6 条第 号から第 9 号まで及び第 11 号 第 31 条第 2 項⎓ の箇所は、宣誓 内容に応じ、空白箇所に号番号を記載するとともに、不要の文字を抹消する。</p>